

沖縄方言論争再考

花田, 俊典
九州大学教養部助教授

<https://doi.org/10.15017/9438>

出版情報 : 語文研究. 76, pp.13-24, 1993-12-25. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

沖繩方言論争再考

花 田 俊 典

I

昭和一五年に柳宗悦らの日本民芸協会同人たちと沖繩県学務部との間で応酬のあったいわゆる沖繩方言論争については、たとえば屋嘉比収「可能性としての『方言論争』——柳宗悦の言説を読む」(『新沖繩文学』80、平1・6)が、従来の一般的な理解を簡明に要約してくれている。

沖繩方言論争の基本的枠組みは、これまで沖繩固有の文化の保存を主張する柳たちの日本民芸協会と、皇民化政策と軍国主義下の国民精神総動員運動の一翼として、標準語励行運動を推進する沖繩県当局の主張との対立である、と指摘されてきた。そして、その方言論争の本質は、沖繩近現代史における日本国家の強圧的な皇民化政策による沖繩への徹底した「同化主義」にある、という見解が提示されてきた。すなわち、方言論争の根本的原因是に、国家主義による皇民化政策としての「同化主義」を沖繩に強要した、日本政府の上位下達機関である県当局に

あった、と理解されてきた。

ついで屋嘉比収は、「その見解が、方言論争の本質を考察するうえで、基本的で重要な指摘であることは言及するまでもない」としながら、しかしこの方言論争には日本民芸協会と沖繩県学務部という「二つの基軸による対立という位相だけでは捉えることのできない、興味深い問題が内包されている」とも指摘する。「それは、県学務部の中にある、皇民化政策と戦時体制下における国家主義を強圧的に推進させ徹底しようとする国家権力の思潮と、差別から脱却するために性急に『近代化』を急ぐ『沖繩』自身の主体的な思潮という、外間守善の指摘する二つの思潮の存在である」。

ここに屋嘉比収の援用する外間守善の見解とは「沖繩における言語教育の歴史」(谷川健一編『叢書 わが沖繩』第二巻、木耳社、昭45・3)に見えているもので、そこで外間守善は沖繩方言論争に言及して、「標準語教育を徹底させようとした県治方針の淵源を追いつめていくと、後進性を払拭しようとする『沖繩』自身の主体性と、中央からの国家主義の浸透という二つの面につつからざるを得ませぬ」と述べている。

さらに屋嘉比収はつづけて、「沖繩を『近代化』する」という考えと、差別と後進性から脱却するために『日本人になりきる』という『同化』の考えとが、県民の中で『同義語に解する思想』があった」と分析する大城立裕の意見をも援用しながら、つまり「方言論争当時の沖繩の知識人や指導者たちの歴史認識において、沖繩の『近代化』という問題が、国家主義と皇民化政策を通して『日本への同化』という回路にしか見出せなかった、という歴史事実」が「より重要で注意すべきこと」だと主張する。

かくて柳宗悦らの言説は、「戦時翼賛体制下の国家主義と皇民化政策とをその思想的背景にもつ県の標準語励行運動に対して、『文化価値』という『普遍的』な視角とその母語に代表される地域固有文化を尊重する『固有性』への視角により、県の施策である『同化主義』を執拗に批判した」(屋嘉比収)と把握されることになる。

沖繩方言論争における柳の言説は、地域固有文化の象徴である母語としての『沖繩語』の尊重・擁護を執拗に主張することにより、標準語としての『国家語』の普及徹底のために沖繩語を撲滅する国家主義の皇民化政策を強く批判するものであった。地域固有文化の象徴である「ことば」の尊重という、その非政治的な精神や心情を核として、その視座から柳の『政治的』な主体は、国家主義の皇民化政策に執拗な批判を加えるものであった。それは国家権力の『政治』に対する、柳のポリテューク(政治『計略』)として、捉えることができるように思われる。沖繩方言論争の位相についての従来の理解は、およそこういう屋嘉比収の明晰な意見に集約されている。「標準語としての『国家語』の普及徹底のために沖繩語を撲滅する国家主義の皇民化政策」をい

わば外庄と見なして国家主義による少数民族抑圧の構図として捉えるにしろ、「方言論争当時の沖繩の知識人や指導者たち」の内包する『回路』の貧困と欺瞞とに帰納するにしろ、そのような沖繩県学務部の同時代的な暴挙に対する柳宗悦らの日本民芸協会同人の民俗学の基盤に立つ正当な文化認識というこの論争の基本的な見取り図は、もはやゆるぎない今日の共通理解に属しているかと見える。

といって、柳宗悦らの意見が反近代主義的な立場にあったと目されているのではない。同じく屋嘉比収の理解によれば、柳宗悦らが沖繩県学務部の性急な近代化施策を批判したからといって、そのことが「柳が単純な『反近代化』論者であったということの意味するものではない」くして、「柳の言説には、当時の戦時体制下の国家主義が強要する標準語励行、すなわち『国家語』による画一化に対し、生活のことばである『母語』としての沖繩のことばを擁護する主張があった」とするのである。

柳は沖繩の言語問題を「標準語」と「沖繩語」との〈関係性〉において、すなわち「国家語」と「母語」との〈関係性〉において捉えていた。そして、その主張において、柳は、『国家語』を普及する際に、地域固有の『母語』が決して抑圧されることなく尊重されることを力説していた。同じく、それは柳が、「国家語」と「母語」との〈関係性〉において、後者の母語を尊重する立場に立ちその視座から〈関係性〉を捉えていることを示すものである。そしてそれは、『国家語』を普及する際に決して『母語』が「国家語」(母国語)に収斂し回収されることがないように、という考えに立っていたことを意味している。柳は、『母語』と「母国語」との位相の違いを明確に認識し、地域固

有の「母語」を尊重する立場で終始一貫して主張していたと思われる。

日本民芸協会同人たちの主張の本旨は、「県民は須らく公用語としての標準語と共に母語としての沖繩語を親愛すべきだ」(月刊民芸編輯部「問題の推移」、『月刊民芸』昭15・3)というところであった。そのことが、しかし彼らが「当時の戦時体制下の国家主義」とは別次元の「地域固有の『母語』を尊重する立場」(屋嘉比収)に立っていたということになるかどうか。そのあたりについては、なお再考の余地がありそうだ。

II

大正期に沖繩県立第一中学校が導入した方言罰札制度と、昭和期の沖繩方言論争とは、しばしば近代日本の国家主義的皇民化政策にもとづく国語同化教育の実態を告発する恰好の事例として引用されてきた。

「沖繩語は、一般の人たちの耳には、日本語でないみたいな感じを与えるとのことであるが、それは、結局、一般の人が沖繩語を知らないからなのであって、沖繩語は、もともと日本語の方言だと学ばれている」と、那覇生まれの詩人である山之口貌はエッセイ「方言のこと」(『高校コース』昭32・3)で沖繩県立第一中学校に在籍していた当時のことを回想して、こう語っている。「ところが、僕らはこの方言を使っているために、ひどい目に会ったのである。方言を使う生徒は、罰せられたからなのだ」。

学校としては、標準語を奨励するために、「罰札」と黒書した

小さな木の札を作って、生徒が方言を使っているのを発見すると、その札を渡すのである。罰札をもっている生徒は、それをまただれかに渡すために、こっそり人のあとについていたりして、方言を見つげなくてはならなかった。

そのころ、既に、僕は詩作に興味を覚えていたが、もって生れた自分たちのことばを無視して、詩など生れるはずがないと、詩人氣取りの仲間たちと、憤慨し合ったり、ことばは愛すべきであって罰すべきではないといひ合ったりして、罰札制度の校規にすねだし、意識的に方言を使い、わざわざ罰札を引き受けたりするようになり、それをポケットの中にいっぱいためていることもあった。

養秀同窓会編『沖繩の教育風土記―県立一中・首里高校90年のあゆみ』(社団法人養秀同窓会、昭46・6)によれば、県立一中が方言罰札制度を導入したのは大正六年の二期から大正八年の初め頃までのこと。山之口貌が県立一中の一年生の二期から二年生の三期か三年生の一学期までに相当する。提案者は県立二中から転任してきた植物担当教師の金城三郎。当時の県立二中でも方言罰札制度が採用されていたと知れるが、提案を受けた県立一中の職員会議では賛否両論があって山口沢之助校長が決断したのだという。

ただし、この制度を日本の国家主義の直接的な外圧と見るのはあたっていない。「一般にはこれまで、方言罰札制度は県の学務課から標準語励行を強要されて県の内示で出現したものだと考えられていた。ところが、それはうがちすぎた推察で、実は県出身の先生の提案によって行われたものであった」(『沖繩の教育風土記―県立一中・首里高校90年のあゆみ』)。しかも、この制度は、山之口貌もそ

の一人であったように、数多くの生徒の反撥と反抗を招いて、わずかに二年間たらずで廃止になっている。

「県の内示で出現したもの」ではなかったことをもって、「このことは大正期の方言罰札の問題と昭和期に起った方言撲滅論とは、同じ方言問題でありながらも、性格が異なることを示す重要なキメ手となるものである」と『沖繩の教育風土記』県立一中・首里高校90年のあゆみ」はコメントするのだが、それは県立局がそれを直接的に指示したか間接的に支持したかの差異でしかないということもできる。

これより以前の明治二七年、のちに日琉同祖説を提出して言語・歴史・民俗・芸能など多岐にわたる沖繩学を唱導することになる伊波普猷が在籍していた沖繩県尋常中学校では、県学務課長で中学校長も兼任する児玉喜八が来校し、「皆さんは普通語さえ完全に使えないクセに英語まで学ばなければならぬという気の毒な境遇にいる。つまり一度に二つの外国語を修めると同じ訳だからこれは皆さんにとっては非常に重荷だ、私は今その重荷の一つをおろしてやろうと思っている。これから英語科を廃止しようと思ふから、その力を片一方に集中するようにしろ」と発言し、大きな騒動を招いたという(伊波普猷「中学時代の思ひ出」。「普通語」(標準語)の獲得が学校教育の重要な課題として自覚されていたことが知られるが、ちなみに、これと同年に沖繩を視察した内務省書記官の一本徳郎の提出した沖繩視察報告書の内容の一部を安里彦紀「沖繩の近代教育」(亜紀書房、昭48・6)が紹介してくれている。

沖繩人ノ頑迷ナ思想ヲ破リテ之ヲ内地ノ文明ニ同化セシムルハ教育ニ依ルノ外ナシ(略)学校ニ在校スル間ハ生徒ト教師ト

ノ間ハ勿論生徒ト生徒トノ間モ常ニ大和語ヲ用キ尋常小学校ヲ卒業スルニ至ル迄ノ間ニハ通俗ノ語ハ兎角モ嚴格ノ大和語ハ大抵之ヲ解スルニ至ルト云フ然レドモ一旦退校スルトキハ其共ニ交ハルモノハ皆大和語ヲ解セザル者ナルガ故ニ僅カニ記シタル大和語モ大半之ヲ忘失スルニ至ル故ニ教育ヲ以テ沖繩人ヲ同化セントスル目的ハ少クトモ一代ヲ経過スルニ非サレバ之ヲ達スルコト能ハサルベシ。

維新後の日本が近代国家の内実を形成するために教育を重視し、国家全域に共通言語を普及しようと努めたことは、その国家の形成自体を否認しないかぎり、さして理不尽なことではないだろう。国家全域の共通言語の普及は、この一本徳郎の報告書も記しているように具体的には困難をきわめるものであって、それゆえに国家の標準語普及の歴史は、もっぱら国家権力による民衆強圧史として記述される場合が多いけれど、ただし標準語の普及もしくは強要という国家の施策は、そのまま方言(地域語)の撲滅を意味したのではなかった。なにより日本国家はその国家の名のもとに、かつて各地の方言の使用を公式に禁止したことは、ただの一度もなかったはずだ。

III

いわゆる国語国字問題に対する国家的な関心は満州事変後の昭和初年代後半頃から急騰する。「文部大臣ノ監督ニ属シ普通ニ使用スル国語ニ関スル事項ヲ調査ス」(臨時国語調査会官制第一條)る目的で大正一〇年六月に設置されていた臨時国語調査会を廃止して、政

府の常置機関として国語審議会官制が公布施行されたのは昭和九年二月二二日のこと。同一〇年三月二五日付で文部大臣松田源治は、この新設の国語審議会に対して、「一、国語ノ統制ニ関スル件 二、漢字ノ調査ニ関スル件 三、仮名遣ノ改定ニ関スル件 四、文體ノ改善ニ関スル件」について諮問している。ついで大政翼賛会の発足と紀元二千六百年祝賀式典の盛大な行事が済んだ直後の昭和十五年一月末には文部省図書局に国語課が新設されることになった。

この国語課には図書監修官として釘本久春や倉野憲司らが奉職し、また国語調査官として吉田澄夫らがいたが、この国語課の設置前後の経緯については当事者の一人である倉野憲司のエッセイ「国語・国字問題の展望」(『国語問題解決の基礎』立命館出版部、昭和19・11、初出は「日本語」創刊号、昭和16・4)が、同時代の証言として詳しい。

紀元二千六百年といふ、我が国にとつて極めて意義深かつた昨年(の十一月二十八日に、国語・国字の調査研究並びに整理統一を図る目的を以つて、文部省図書局に国語課が新設せられ、

- 一、国語ノ調査ニ関スルコト
- 二、日本語教科書用図書編輯ニ関スルコト
- 三、国語審議会ニ関スルコト

の事務を掌ることになった。かゝる機関が国家的に設けられたことは、前古未曾有の事であつて、機構こそちひさけれ、その有する意義は甚だ重要であるといはねばならない。併し国語課は決して易々と生まれたものではない。むしろ非常な難産で約二箇年の日子を費して、辛うじて誕生したのである。

この時期に「国語」問題が急浮上してくるのは、東亜の諸地域に日本語を普及する必要に由来している。つまり明治期のような国家内部としての統一言語の要請からではなく、東亜諸地域に対する国語同化教育といった対外的な国家施策の必要上から正統的な標準日本語(国語)を規定する関心が高まったのである。すくなくとも、その発端においてはそうであつた。そのあたりの事情についても、つづけて倉野憲司はこう報告している。

一体、国語・国字の調査研究並びに整理統一の必要性が一般に認識され、問題の急速なる解決が要望されるやうになつたのは、東亜に於ける日本語普及の問題を契機とするのである。この意味に於いて文部省も、先ず第一に東亜に於ける日本語普及の目的を以つてする教科用図書の編纂に手をつけたのである。この計画は昭和十四年の一月頃から始められ、同年の議会に於いてこれに要する若干の予算が通過したのであるが、官制が公布されたのは十二月のことであつた。これよりさき六月二十日から三日間、文部省の主権にかゝる第一回の国語対策協議会が開かれ、劃期的な成果を収めたのであるが、参加者全員一致を以つて、

- 一、国語ノ調査統一機関設置ノ件
- 一、日本語教育連絡機関設置ノ件
- 一、日本語指導者養成ノ件
- 一、標準日本語辞典編纂ノ件
- 一、日本語歌詞・楽曲撰定ノ件
- 一、レコード並ニ発声映画製作ノ件

の六項が希望決議せられた。殊に第一項の「国語ノ調査統一機

「関設置ノ件」は、

日本語ノ海外普及ノタメニハ日本語ノ整理統一ヲ以テ喫緊ノ事トナス宜シク文部省ニ強力ナル国語ノ調査統一機関ヲ新設シテ速ニ国語問題ノ解決ヲ図ラレタシ

といふにあつた。ついで同年の六月三十日七月一日の二日に亘つて催された国語教育学会の総会に、荒木文部大臣は「新東亜建設ニ於ケル国語教育ノ使命如何」といふ諮問を發したが、これに対する答申の中に、「標準語ノ確立ヲ始メ、国語教育發展ノ根柢トナルベキ国語ニ関スル諸問題ヲ速カニ解決スル為、強力ナル調査統一機関ヲ設置スルコト」の一項が挙げられ、国語問題の解決が刻下の急務である所以が強調されたのである。一方、新聞・雑誌・単行本等に於いても、国語・国字問題が盛んに論議され国語・国字の整理統一機関の設置を要望する声が続第に高まつて来た。文部省に於いても固よりその必要性を痛感してゐたので、着々該機関設置の準備を進め、紆余曲折を経たが、前述のやうに昨年十一月末に新たに国語課を設けるに至つたのである。

さしあたって留意しておきたいのは、ここに「国語・国字の整理統一」による「標準語ノ確立」と「国語教育發展」ということの必要は説かれていても、いわゆる方言の使用規制や撲滅などといったことは、どこにも主張されていないことだ。というより、この戦時下の時期は、「標準語ノ確立」の目的のほか、言語学的関心や民俗学的関心から各地の方言や習俗への関心が急激な高まりを見せている。たとえば橋正一『方言学概論』（育英書院、昭11・5）や同『方言学読本』（厚生閣、昭12・5）、あるいは東條操『方言と方言学』（春陽堂、

昭13・6）、柳田國男『方言覚書』（創元社、昭17・5）といった言語学的な研究業績が陸続と登場してくるのも、この昭和一〇年代のことに属している。また演劇や文学の分野においても、農民文学とか生産者文学あるいは移動演劇といった当時の呼称からも知れるやうに、そこでさかんに生活の場のことば（方言）が多用されている。いったい戦時下は求心的な中央集権国家システムの整備された時代として定義されることが多いが、それと同時に、この時期はいわば空前の地方の時代でもあつた。大政翼賛会の初代文化部長をつとめた岸田国士の評論集『生活と文化』（青山出版社、昭16・12）にも語られているように、文明開化以来の西欧文明の先端をゆく都市文化の脆弱と危機を克服し、あわせて地方自身をも活性化するため、さかんに地方の風土や文化に目が向けられたのであつた。岸田国士は同書の「既往文化と新文化」のなかで、こう語っている。

一般的に極く広い意味に於る文化を考へる場合、即ち文化の時代性、文化の水準を、全体として考へる場合、僕は地域的に都会に文化が集中して、田舎には文化が浸潤してゐないといふ考へ方を、大雑把には信用しないのです。或る場合には田舎の方に却つて水準の高い文化の遺産があつて、そこを離れた、近代化した都会のなかで、さういふものが亡びてゐるやうなことも考へられるのです。たゞしかし、文化の地域的偏在といふことも亦いろいろの意味で云へると思ふ。僕は、それぞれの地域が、それぞれの優れた文化をもつてゐる状態が一番理想的と思ふのです。一國の文化政策としても、或は国民のそれぞれの社会的関心といふ点から云つても、さういふ方向に向つて努力しなければならぬと思ふ。

もとより、戦時下の地方の時代の内実は、国家権力が各地方を網の目のような中央集権システムに組み込んだものにすぎないともいえる。じっさい、そこに岸田国士が夢見たような「一番理想的」な地域文化の繚乱の時代が現出したわけでもなかったが、にもかかわらず、この強大な国家システムは、すくなくとも地方性をあからさまに封殺するようなかたちでは機能していないのだ。

IV

戦時下の国語問題に対する文部省の姿勢については、さきの倉野憲司のエッセイ「国語問題の国家的処理」(『国語問題解決の基礎』、初出は「東京朝日新聞」昭16・6・5—8)によって、およそ知ることが出来る。それによると、昭和一六年一月二〇日から四日間わたって開催された第二回国語対策協議会の席上において、文部省の松尾図書局長は以下のような根本方針を明示している。

第一には、国語を尊重し愛護するといふ思想を根本にして、醇正なる国語を守り立てて行くことである。国語は国民の精神の血液ともいふことが出来るから、あくまでその純潔を保持すると共に、優生学的にこれが改良を図らねばならない。

第二には、単なる便宜主義や単なる伝統主義に捉はれることなく、国語・国字の歴史の現実を認識して事に当たることである。つまり整理統一の基準を伝統的な国語の本質に求めつゝ、明日への発展を十分考慮して、改良すべきものには改良を加へて行く覚悟であるが、伝統を無視した浮薄な便宜主義や、何でもかでも古きに據らねばならないと主張する固陋な伝統主義は

極力排除する。

第三には、学術的調査研究の基礎の上に立つて解決に当たる事はもちろんであるが、常に実際をも考慮に入れて進むことである。つまり学問上からも実際上からも無理のない解決に到達するやうに努力する。

第四には整理統一されたものは、これを国内に実行するは勿論、国外に普及させて、国語教育の基礎を確立し、日本語教育に正しい方向を与へ、真の意味の内外一如の実を挙げることに努めることである。

そして、これらの目的の実現のために「今後なすべき事業計画の概要」として、(一)標準語の制定—標準語文法、標準語辞典の編纂、(二)方言の調査—方言辞典の編纂、(三)基本語の設定—基本語辞典の編纂、(四)国語大辞典の編纂の計四つを掲げている。

いまここに留意しておきたいのは、この(一)と(二)とで、すなわち「現在標準語といへば、東京に於ける中流の教養ある社会に行はれてゐる言語とするのが一般の常識のやうであるけれども、まだ国家的には制定されてゐない」のであって、「規範的な標準語を制定する為には、先づ具体的な方言を調査研究する必要がある。即ち種々の方法によつて国内の各地に行はれてゐる方言を採集して方言辞典を編み、国語の全貌を明らかにしなければならない」というのである。

地方の文化を再発見することで都会(中央)の文化を再構築し、もつて全体の活性化を企図する、そのような文化再生論と、この「国語」計画についての文部省の方針とは、そっくり対応しているわけだ。

ところで、ここに、こういう趣旨の発言がある。

全く、この沖繩ほどこいままの日本人に失なはれた純粹な日本人らしい文化を保有してゐる所はおそらくあり得ない。この沖繩のもつてゐるきはめてたくましい文化的存在と、現在の中央的な日本文化と称するものを対比するならば、いかにそのいはゆる中央的文化の存在がいちゞるしくひ弱い存在にすぎないことを人々はいまさらのやうに気づくであらう。在来のいはゆる文化的なるものとはあまりにも日本的乃至郷土的立場を消失した面のみ成り立つてゐた。ゆゑに、いまの沖繩の稀有な文化的存在を顕揚することは、まさにこの日本の中央的文化そのものを強くする。

ほかでもない「日本文化と琉球の問題」を特集した「月刊民芸」昭和一五年三月号に掲載された月刊民芸編輯部（田中俊雄）による報告「問題の推移」の一節である。このような提言がいかに同時代的な思潮に沿つた論旨であるかは、もはや歴然としてゐるだらう。同誌の巻頭言「我等はこの目的のために特輯する」には、「日本精神が真に正しい力強い形をとるものならば、その地方地方の独自の文化の自覚こそぞましいものではないか。さうした郷土の正面的な把握こそ実にその日本精神を完全にする所以なのではないのか」とも主張されている。さきの「一国の文化政策」をめぐる岸田国土の発言をここに想起してみても、この日本民芸協会の主張が同時代の国家自身の発想とほぼ一致してゐることは、ただちにわかることだらう。

日本民芸協会同人の主張は、標準語と方言の問題に關しても、これと同様の構図を示している。「国語問題に關し沖繩県学務部に答

ふるの書」（『月刊民芸』昭15・3）において日本民芸協会代表の柳宗悦が主張するのは、およそ以下のとおりである。

「標準語も沖繩語も共に日本の国語である。一方が中央語たるに對し、一方は地方語である。是等二つのものは常に密接な關係を有し、国語として共に尊重せらる可きである」と云ふのが吾々の見解である。「吾々は公用語としての標準語も、地方語としての沖繩語も共に大切な日本の国語であると云ふことをゆめ忘れてはならぬ」のであつて、「之が地方語への閑却となり、やゝもすれば侮蔑となり、抑圧となるなら大きな誤りである」。

「而も凡ての日本の言語学者が一致する如く、日本に於て現存する各種の地方語のうち、伝統的な純正な和語を最も多量に含有するのは東北の土語と沖繩語とである。（略）不日大成せらる可き大日本国語大辞典が編纂せられる時如何に純粹な和語の条に於て、沖繩語を多数引用せねばならぬかを発見するであらう」。

私は「標準語」なる言葉が県の当事者に於て、如何なる意味に用ゐられてゐるかを審かにしない。併し若しそれが日本に於て基準となる可き国語と云ふ意味なら吾々東京人の用ゐる中央語は尚ほ幾多の修正を受けねばならないであらう。特に洋語の不必要な混入は東京語の弱点である。国民意識の旺盛なる今日、和語への浄化運動は当然起つていゝ。之こそは皇紀二千六百年の光輝ある一大事業とも目す可きであらう。さうして其の際、如何なる地方語が標準語の浄化運動に役立つであらうか。最も重要視されねばならないのは沖繩語である。標準語と沖繩語との密接なる将来の交渉に就て、ゆめ無智であつてはならぬ。私達が沖繩語に敬意を禁じ得ない理由の一つは、寧ろ正し

い標準語の樹立の爲であるとも云へる。双方の言葉を大切にせよと説く私達の見解が、如何にして標準語の確立と矛盾する如く取られるのであるか、甚だ了解に苦しむ所以である。

くりかえしておくが、こういう柳宗悦の主張には、「県の当事者」の論理に即した配慮がある点を差し引いたとしても、ことさら彼自身あるいは日本民芸協会としての独自の見解や視点があるというわけではない。当時の政府も文部省国語課も、おおむねこういう認識を共有していたのである。

V

沖繩県下の校長会議では昭和十一年七月、標準語励行期成会をつくるように上申している。『沖繩教育風土記』の採録資料によれば、その案が提唱しているのは、まず学校教育方面の課題として国語教育を一層重視すること、標準語使用習熟の機会を多からしむること、方言を言語学的に説明して標準語の理解に資することなど、また家庭教育方面の課題として家庭においても標準語使用を励行すること、ラジオ設置をすすめることなど、さらに社会教育方面の課題として各種の集会は標準語をもって話すこと、村芝居を標準語によつてなさしむることなどであった。

この提案がそのまま県の施策として実践されたのではなかったようだが、「標準語励行」が「挙県一大県民の運動として」展開され、日本民芸協会同人が沖繩を訪問した際には、彼らの報告（問題の推移）にもあるように、「いつもはきく標準語」とか「一家揃つて標準語」という「標準語奨励のポスターが各所に貼られてゐた」。

そのような「標準語の普及運動」の「ゆきすぎ」を指摘した日本民芸協会同人の「意見」に対して、県当局側は、いささかパセティックな拒絶反応を示している。沖繩県学務部が那覇市内の三新聞（琉球新報）「沖繩朝日新聞」「沖繩日報」の昭和十五年一月一日付紙面に掲載した「敢て県民に訴ふ民芸運動に迷ふな」は、断固とした口調で、こう書き出されている。

意義深き皇紀二千六百年を迎へ真に挙県一致県民生活の各般に亘り改善刷新を断行して此の歴史的聖業を翼賛し奉らねばならぬ。就中標準語励行は、今や挙県一大県民の運動として着々実績を収めつゝある所である。

然るに最近妄ならざる批判的見解が行はれ、一部民衆に動揺を来しつゝあるに鑑み、本運動の趣旨について一言述べたいと思ふ。

この声明のなかで沖繩県学務部は、「いやしくも標準語奨励をする以上沖繩方言に対する正しい認識をも」つていると弁明してはいるのだが、それが内実のない美辞であることは、これよりさき一月七日に那覇市公会堂で催された沖繩観光協会と郷土協会主催の歓迎座談会の席上、日本民芸協会同人の「意見」に対して、会場の山内警察部長が激烈な反論をした発言内容からも察することができる。その席上でのやりとりを、日本民芸協会編輯部の報告「問題の推移」は、こう伝えている。

この時、山内警察部長は、県の立場としてわれわれの意見に答へたいといふ前提のもとに、次のやうに述べられた。——標準語運動は県の大方針として、もつと徹底的にやるつもりである。沖繩は特殊な事情のある所で他県の方言とは違ふ。標準語

の普及は県政の上からも刻下の急務である。観光客が一時的の興味から方言をよるこび、それを保存しろなどと云はれては困る。県の方針に協力して貰ひたい。(略)要するに興味や文化的意味とは別に、県として標準語の徹底を期してゐるのだから、あなた方の意見をそのまゝ承認することは出来ない」と結んだ。

沖繩県学務部の主張が国家主義や皇民化政策の産物と目されるのは、「ここに意義深き皇紀二千六百年を迎へ」などと語り出されてゐるからであらう。けれども、さきに確認しておいたとおり、当時の国家の方針からすれば、標準語の獲得は要請されても、方言の撲滅は企図されていない。その点において、この沖繩県当局の施策は「翼賛」事業に反していることになる。むしろそれに応じてゐるのは日本民芸協会同人のほうなのだ。

つまり、日本民芸協会同人の主張は、同時代の国家的思潮に即していかざり、きわめて正しい意見なのであった。彼らが沖繩県当局の施策について疑問に思うのは、ここに理由の一つがある。

さきに柳宗悦は、「双方の言葉をも大切にせよと説く私達の見解が、如何にして標準語の確立と矛盾する如く取られるのであるか、甚だ了解に苦しむ所以である」と述べていた。いわゆる文化的(民俗学的)な立場から発想する彼が「了解に苦しむ」のも無理はないだろう、なにしろ沖繩県当局は「要するに興味や文化的意味とは別に、県として標準語の徹底を期してゐるのだから」である。

沖繩県学務部の切実な関心は、じつは「皇紀二千六百年」にも「歴史的聖業」の「翼賛」にも「方言」の「特質保存」の将来の標準語決定の資料だのにあったのではない。そのような「文化的意味」よりも、もっと切実な地域生活上の困難な障碍の克服に、県当局は

躍起になっていたのである。「敢て県民に訴ふ民芸運動に迷ふな」において沖繩県学務部が縷説しているのは、ただ一つ、「方言」に由来する「蔑視と差別待遇」の改善のことだけである。

新入児童に方言交りで教授したのはつい五六年前であるが、今や如何なる僻陬、離島においても入学当初から標準語教授が教育の能率を挙げてゐる。旅先で道を尋ねてもはつきり標準語で返事してくれる田舎の老人、ハキハキとして自信に満ちた男女青年の応答振り、標準語奨励のお蔭で蔑視と差別待遇から免れたと感謝の消息を寄する最近の出稼移民群、新入兵の力強き本運動に対する感謝と激励の手紙！ 県出身兵の共通の欠陥たる意志発表が最近頑みに良好に向ひつゝあるとの軍部の所見！ 我等は此処に本県振興の根本を暗示された如く無限の力強さを感じるものである。

もとより柳宗悦とて方言差別の歴史と実態を知らないのではない。「沖繩県人が言葉が通じないため、いかに特殊扱ひをされ、そのためひげ目を感じつゝあるかといふ現状を打破するには、たゞ一般的服飾をよそほらせ、また標準語をあらゆる方向だけでは達し得ない。それでは絶対に、いわゆるひげ目はなくなりはないのである。真にさうしたひげ目を打ちやぶるものこそ、真に郷土の文化に対する正面的な把握であり、そしてその把握から生じた所の郷土的自覚でなければならぬ」(「問題の推移」として、さらに彼は「国語問題に關し沖繩県学務部に答ふる書」のなかで、こう反駁してみせてゐる。

地方人は地方語を用ゐる時始めて真に自由なのである。公用の場合には標準語を使い、私用の場合は土語を楽む。之をこそ言語

の妙用と云ふ可きではないだらうか。一家揃つて標準語を用ゐずば、標準語が出来なくなると云ふのであるか。私達はそれを詭弁であると考へる。

柳宗悦の論理は、たぶんまちがつてはいないだらう。けれども、ただ一箇所だけ、彼が見落としてゐることがある。「地方人」が「特殊扱ひをされ、そのためひげ目を感じ」るのは、「公用」としての「標準語」を使用できないからではなく、「私用」として「土語」しか使えないからだ。「出稼移民群」や「県出身兵」が差別されるのは、日常生活の場において「私用」としての「標準語」が自由に駆使できないからなのだ。「本来本県民が優秀なる素質を持ちながら、卑窟だ、引込思案だと言はれたり、或は祖先の偉大なる海外発展の進取性を失ひ、いたづらに消極退嬰となつたその最大原因の一つが自己の意志発表に欠くる結果であることを思へば、特質保存だの将来の標準語決定の資料だのとは言つて居られない全県民の切実なる問題である」(「敢て県民に訴ふ民芸運動に迷ふな」)。

沖繩県学務部には、そこが見えてゐる。だから、いわゆる生活言語として「一家揃つて標準語」を用ゐる訓練をしなければならぬし、「一家団欒の時、沖繩口を用ゐてはいけない」(「国語問題」)に沖繩県学務部に答ふる書)のである。

『方言』を捨てて『標準語』を使用することが、『百姓』身分出身者の子孫や、離島出身の者達からすれば前近代的遺制にもとづく桎梏から解放される有効な手段の一つであつたことなど、柳は知らなかつたかのである」と渡名喜明(「カオスとコスモス」の美学」(「新沖繩文学」80)は指摘している。こういう指摘に対して、柳宗悦は「それでは絶対に、いわゆるひげ目はなくなりはないの

である」と反論するだらう。「郷土的自覚」こそが「真にさうしたひげ目を打ちやぶる」。ひいてはそれが差別者の偏見をも打破してゆくのだという彼の論理の展開は、しかし現実の生活を生きる当事者にとつてはいささか樂觀にすぎるだらう。原理的には言語は差異化をその本質とするのだから、異質の地域文化の純粋な意味での均等化は現出しない。

沖繩県学務部が現実には採つたのは、「同化」政策であつた。ただし、文化概念としての「皇民」に「同化」するのではない、もっと具体的な日本人(本土人)とよばれる生活者のなかに「同化」しようとしたのである。そのような内実からすれば、日本民芸協会同人が「外来者」よばわりされたことに対して、「しかし、われわれのなかのある者は五度も沖繩に足をふみいれてゐるし、またある者は沖繩の工芸をしたつてそれを勉強すること数年におよび、柳氏自身も三度沖繩をおとづれてゐるし、このわたくしも半年沖繩ですごした」(「問題の推移」)などと反駁してみせるのは、現地の当面の苦難についての無理解を露呈している。そういうことではないのだ。

いいたい沖繩方言論争の位相は、国家主義や民族問題に帰納して理解できるほど簡明ではなからう。「われわれはかさねて主張する。なにがゆゑにこの郷土沖繩を沖繩人自身が心の王国とみるのがいけないのか」(「問題の推移」)。いかにもそのとおりだとしても、この「郷土沖繩」はまた、こういう歴史の小さな光景をも内包している。

僕の出身地・小祿おぐろは那覇市のはずれにある。小祿は「ナーファンチュ」(那覇の人)から田舎扱いされている。ほら、僕もつい、小祿以外の那覇市民を「ナーファンチュ」と呼んでしまふ。戦後しばらくは、小祿村だったので、こういう習慣が残つ

ているのだ。

話し方も少し違う。これも「ウルクむにい」（小禄なまり）と言われてナーファンチュに笑われる。王朝・首里の言葉を中心に使う沖繩芝居でも、喜劇のときには小禄の言葉を使うことがよくあるらしい。

那覇高校に入學したとき、四十五名ほどのクラスの中で小禄出身は四人だけで、他はナーファンチュばかり。仲は良かったが、冗談まじりにウルクむにいを指摘されると、顔では笑いながらも心の中では少し卑屈になっていた。それは、僕が初めて受けた「差別」であった。「そんなの差別の内に入らないよ」と笑われそうだが、思春期真っ只中（なつか）の当時の僕にとって、結構深刻な問題だったのだ。

そんなある日の授業中、先生がこんなことを話してくれた。小禄は米軍基地があつたおかげで戦後最初に電気が普及した。夜中、川を隔てた小禄の村が電球の明かりで煌々と輝くのを見たナーファンチュたちは、都会的だという意味を込めて「ウルクニッポンやさ！（小禄はニッポンだ）」と言ってうらやましがったという。この話を聞いた時は、ニッポンがイイというわけではないが、なんとなく鼻高々であった。これをキツカケにナーファンチュに対する劣等感はなくなった。

映画監督の當間早志の少年時代の回想（「視線—故郷なまりを誇りに」、「朝日新聞」平5・10・30）なのだが、このエピソードの位相は、もはや「国家」とか「民族」といった概念を用いて考察することはできないだろう。大城立裕の用語をかりていえば「同化」と「異化」のはざままでということになるわけだが、あるいはまた、む

しろ「交通」という概念を対処させたほうが、この問題の深層をより有効に照射するかも知れない。いずれ沖繩方言論争の位相をめぐる論議は、ここまで降りてゆくことになるだろう。